

各県学校給食会の「公益性」の現状と

今後のあるべき姿に関する調査検討報告書

調査結果の分析・解説と、「展望」（本編）

平成16年（2004年）10月

全国学校給食会連合会

（1）調査検討実施のねらい

わが国の学校給食は昭和29年に発効された「学校給食法」に基づき、設置者である各市町村自治体の管理責任の下に実施運営され、約50年を経過してその実態は、小学校ではほぼ100%の学校で給食が実施され、中学校でも85%という極めて高い普及率を誇るまでに普及発展するに至った。

学校、あるいは児童生徒への学校給食普及率の高さに限らず、学校給食は戦後日本の発展を支える若者達に対する栄養指導、体位向上、あるいは食を通じて養われる共同性、協調性、思いやりなどを学ぶ場としても極めて大きな役割を果たし、世界でも類するものがない、学校教育の一環としての位置付けを明確に確立するまでに成長発展することができた。

こうした学校給食の発展を支える事業運営、推進のための中核組織として、財団法人都道府県学校給食会（以下、県学給）は機能し、役割を十二分に果たしてきた。

県学給は、歴史を振り返れば、学校給食法に規定された国の事業としての学校給食の使命を果たすため、また、喫食者である児童生徒が安全で安心できる給食を食べることができるように、食材を安定した価格で、安定供給する役割を担い、文部省（現文部科学省）並びに農林省（現農林水産省）等の政府の補助で供与された基本物資を、特殊法人日本学校給食会（後に日本体育・学校健康センター、現在の独立行政法人日本スポーツ振興センター）を通じて各県下市町村に物資供給する役割を果たしてきた。

さらに物資供給と並んで、学校給食の普及充実事業、衛生管理事業を3本柱として、県学給は学校栄養職員・調理員、共同調理場などの給食事業運営を支援し、学校給食の発展充実に大きな使命を果たしてきた。この点は後に詳述するように、各県の栄養職員、県教委、あるいはPTAサイドも高く評価するところである。

しかしながら、国の諸制度が大きな変化を遂げる昨今、県学給もその影響を受ける点で例外とはなり得ず、様々な変革を迫られていることは避けられない。

制度変更の点では、学校給食という国家事業の一翼を担う公益法人として、県学給に与えられていた法人税法施行令における非課税措置の規定は、平成15年10月1日で同令本則から削除されており、経過措置として同令付則において、独立行政法人日本スポーツ振興センターが脱脂粉乳の取り扱いを継続する

間は、非課税措置は継続されることになっている。しかしながら、経過措置が終了した平成18年度以降は、収益事業団体として課税対象になろうとする動きがあるなど、事態は緊迫している。このような動きに伴って、県学給のこれまでの存在価値はもとより、今後の県学給そのものの位置付け、役割、存在意義すらも揺らいできた。

そこでこの機会に、県学給の存立意義、役割、価値を、県学給にとどまらず、学校給食に関する諸機関にも改めて振り返って評価していただくための資料とし、さらには、今後の県学給がいかにあるべきかを考察し、新たな県学給の方向を示すために現状を調査・分析するとともに、その結果を報告書としてまとめることとした。

第1部 県学給をめぐる現状

(1) 調査方法

調査表の作成、発送

本報告書は 現状分析(関係者の意向調査も含め)、 県学給の今後のあり方(展望) の2つの大項目から成り立っている。「現状分析」は県学給のほか、学校給食業務で関連が深い各都道府県教育委員会(以下、県教委)、栄養職員、PTAの各層に、県学給に関する現況、事業評価、これからの県学給のあり方について調査することとし、「展望」は調査結果を基に、さらに識者の意見や現場の取り組みなどを現場取材し、これらを基に考察した結果をまとめた。(最終章に調査結果の「資料」)

調査に当たっては、予め全国学校給食会連合会(以下、全給連)を中心に、外部の学識者等のご協力をいただき、さらに全給連副会長に意見を再三聴取し、それを組み込みながら「設問内容」を練り上げ、併行してご回答をいただく対象、範囲等も検討を重ねて全体像をまとめ、平成16年4月7日、全県の学校給食会宛に調査用紙一式を発送した。

県学給は各県学校給食会、県教委は各県教育委員会の学校給食担当部局、学校栄養職員は(社)全国学校栄養士協議会(全学栄)の各県支部代表、PTAは各県PTA連合会代表者に調査表を送付し、記述式で調査表をまとめ、郵送(またはFAX、電子メール)で返送していただくこととした。

調査表を発送後、各県学給から回答に当たった様々な問い合わせ、要望等が続き、それぞれに対処した。

要望としては質問フォーマットをそのまま電子メールで転送して欲しい、というものが多数を占め、

IT時代に対応して近代的・合理的運営を進めている県学給の実態がいみじくも浮き彫りになった。

調査結果をまとめるに当たり、まず、メール等のITツールを調査段階で活用できたということは、今後の県学給関係の調査研究、情報収集、あるいは集計・報告業務にも大いに有益に機能することが考えられ、この点を報告書の冒頭に指摘することができるのは、県学給の公益性、今後のあり方をまとめるという最終的な本件の調査業務のねらいからしても誠に心強いことと受けとめられた。

回収

その後、当初予定していた回答締切日である大型連休前の4月23日時点では、調査票の回収率が全県の半数に達せず、調査の続行がやや懸念されたが、同28日の連休目前までに、メール、FAX、宅急便も含めて対象とする47都道府県学給の半数から回収を得ることができた。

さらに連休明けの5月10日以降も続々と調査票が返送され、6月14日までには46都道府県（回収率97.9%）から回答を得ることができた。

各県学給の運営実態と意見を相当詳細に記入する記述式のアンケートで、しかも設問項目が極めて多かったにも関わらず、ほぼ全ての県学給から回答を寄せられたことは、各県学給の本調査とその結果に対する熱意と期待の表れであり、なによりも自らの今後を解き明かし、新たな方向を示す重要な調査であると認識していただいたからであると、受け止められる。

なお、全都道府県学給から寄せられた回答時期が当初計画より相当ずれ込んだことは、その後の処理、分析作業の時間的な問題としては影響したが、本調査報告の趣旨からして、全体の考え、実態、流れを把握する上では、何ら支障とは成り得ず、報告書作成に至ったことを付記する。

(2) 回答結果概略

今回の調査では回答依頼を 都道府県学校給食会（以下、県学給）、 都道府県教育委員会（以下、県教委）、 都道府県学校栄養士協議会（以下、県栄養士協議会、または栄養職員）、 都道府県PTA（以下、PTA） の4グループ・業態に対して行い、しかもより立体的に現場の意見を反映させようとしたこともあり、設問項目が極めて多岐にわたっている。

従って、回答結果は当初予想された以上に、相当膨大なデータ量となっており、この結果を分析・解析し、ある一定の方向を導き出すことは極めて困難な作業であった。しかし、学校給食の現場を極めて深く掘り下げるといふ、わが国の学校給食の歴史上、さらには広く食品業界の中でも初めてという調査の意義を深く重く受け止め、報告書とした。

< 1 > 各県学給の意見

従来の「普及充実」事業で公益性が高いと思われる施策

「普及充実」で公益性が高いという県学給自身の評価は、研究会、講習会、協議会等の事業活動の指摘が大半。ほぼ全県で研修、講習会、後援会活動を「普及事業で公益性が高い」と自己分析している。様々な講習会、研修会等の開催を通じて各県の学校給食普及充実に努めてきた県学給の実状が伺える。

このことは、県学給が給食行政の代行機関ではないか、という指摘にもつながるが、県学給が主催、実施する必然性をどこに求めるかを考えると、その意義、役割、あるいは位置付けが明確になる。

給食関係職員は給食献立の向上のために調理技術・衛生管理の研修が重要で、特に昨今は行事食(郷土料理、世界の料理、ふれあい給食、祝事など)が増加しており、たえず献立の創意工夫が求められている。

これに対し、県学給は 研修用物資の調達に当たり、量的にも、保管の点も含めてニーズに充分応えることができる、 研修用施設、各種食器が充実している、 研修用教材としてのビデオ・資料等が整備されている、 給食用物資の安全性等について確認、相談が可能 である。これが、県学給が各種研究会、研修会等の事業活動を主催してきた背景にあり、普及充実事業を行う必然性もここにある。

「学校給食だより」やパンフレット、ポスターの発行など広報活動を挙げる意見も多い。物資展示会の評価がかなり多い。

また、委託工場の巡回指導、抜き取り検査など衛生管理についての回答も目立つ。

ビデオ、食器等の貸与は多くの県で実施しているが、中には冷凍・冷蔵庫、年代別献立モデル、朝食指導用食品モデル、原寸大魚モデル等も貸与し、充実した活動を行っている県もあった。

注目されたのは 献立モデル、食器、ビデオ等の貸出し業務と、 学校給食管理システムソフトの貸出し業務。調査表を細かく分析すると、複数の地域でコンピュータによる栄養管理ソフトを独自に開発しており、それを栄養職員に無償で貸出している実態が浮かび上がった。

給食業務を近代化し効率化を進める上で、コンピュータの活用は不可欠と思われるが、既にソフト開発まで進め、活用段階に至っている県があることは、県学給にとって心強い取り組みであり、全国に活用が広げられるかどうか、さらなる検証課題となりそうだ。

昨今の給食は献立の多様化、アレルギー対応などに伴って取扱物資が広範囲になっており、地産地消などにより納入業者が多様化、さらに食品のグローバル化の進展、あるいは天候不順、各種輸入規制の発生等々の要素が加わることにより、予測を超えた価格変動が起きることも多々あり、物資調達を担当する給食現場の事務処理は相当複雑化している。

そこで、給食業務の遂行に当たり、統一的・基本的事項のIT化により、合理化・省力化を図ることは、これからの「食育」推進の教育活動に栄養職員の対応を可能とする時間的・コスト的なゆとりを生み出し、県学給も情報提供等の支援業務を積極的にできるようになるなどの点で意義深い。

県学給の「物資供給」事業で公益性が高いと思われる施策

「物資」供給では価格(低廉、安価)を含めた年間「安定」供給を指摘する県学給の意見が予想通り多かった。県内全域(へき地・離島を含む)供給という意見も目立った。さらに「地場産品」の開発、献立導入支援、共同購入による仕入れ合理化、良質・安全 などの記述が多く見られた。

「安全・安心」な食材を確保するためには、従来以上に徹底した検査分析等が必要となってくる現状から見れば、一般論として、そのコストもプラスされ、物資のコストアップは今後避けられそうにない。

(途中削除)

しかしながら、県学給は教育行政との一体化により、公益法人として利潤を得る必要がないことなどから、民間事業体ではできない多様な対応を行っている。

教育活動という視点で、課題を把握している学校栄養士協議会等と共同で、物資の開発を行っていること(県学給が栄養職員と共通課題、共通認識を持っている)

物資納入業者に物資の開発を求め、学校栄養士協議会等と共同で選定していること

給食費の固定化のため、年間を通じて県内同一価格を事前提示していること（県学給以外から物資を納入する場合、価格変動で高価となることが多く、学校給食費の支出に当たって不測を想定し、制御している実態が多くなっている）

県学給以外の物資納入については、上記価格を参考とし、低価格の維持（業者と折衝）を誘導していること

業務処理規準があるため、一時的な原料高騰の場合は価格調整を実施していること（平成15年の米不作処理に当たっては、億単位の価格調整を行った）

可能な限り添加物、保存剤等を排除するなど、一般の安全基準よりも厳しい対応をしていること

県学給以外からの物資供給においても、物量的な不足が生じた場合、臨機対応していること

行事食等の臨時に必要な少量の食材にも対応していること

県・ブロックというスケールメリットを活かして大量供給することにより、コスト低減を可能にしていること などの例を挙げるができる。

「安全な物資を供給」という点を強調した県学給の回答もかなり多い。

さらに「地場産品」の供給については、受け手側の栄養職員、県教委ともに、現状では全てに満足しているわけではないものの、「地産地消」の観点で「地場産品」を「教材」と捉え、児童生徒のみならず、保護者、地域社会も含めて取り組もうとする意欲、方向性を回答から明らかに汲み取ることができる。

詳細は第2部「展望」に譲るが、ここで重要な課題は「A、漁協、あるいは県農政部局等や、物資納入業者等をも巻き込んだ地場産品に関する 情報収集把握、開発、加工、流通 のネットワークづくりが必要だ、ということ。また、県学給の所管は県単位であるため、県域を越えた物資について学校給食で「地産地消」に取り組むことは難しいが、これについては、県学給をコーディネーターとし、隣接県、広域圏などの情報交換等を相互に行うことも不可能ではない。今後、こうした「コーディネーター」機能が県学給には益々重要になる。

県学給の「衛生管理」事業で公益性が高いと思われる施策

栄養職員・調理員を対象とした衛生講習会の開催を指摘する県学給の意見が最も多かった。

加えて工場視察管理、検査などが多い。ほぼ全ての県学給が「工場巡回視察調査、指導」を衛生管理業務の重要なファクターと回答している。また、検査機器の貸出し、あるいは県学給の検査機能を給食現場に提供している県が相当数あったことは注目される。中には県学給の検査室で調べた検査結果をホームページ（以下、HP）で開示している例もあった。

総じて県内の学校給食で利用する食材の安全に関する検査分析業務は、外部組織ではなく、県学給でカバーしようとする意識が強く感じられた。この点に関し、県教委、栄養職員、PTAの調査回答でも同様の指摘が多くあり、「現状の検査体制」に充足感を持っている、と感じられる。

県学給の「衛生管理」事業に関し、日本の国民性から、「安全」を証明する「理化学検査」に限らず「安心」を求める意向が強く示されている。これに対し県学給では、ブロックによる共同購入の際の二重検査や物資納入業者（食品メーカー）の工場等に定期、あるいは随時訪問して当該物資の抜き取り検査を実施し、その結果を公表している。

直接購入した地場産物資を学校給食現場で随時検査する場合は、県学給が検査機器を学校側に無料

貸出しするとともに、検査技術向上のための講習会を実施している。

農薬・添加物等に関し、県学給の検査能力を超える内容の場合は、関係行政機関・公益法人との連携のもとに検査を委託し、あるいは情報交換の場を設けている。

衛生管理上の問題で事件・事故が発生した場合は、徹底して原因を究明し、結果が判明するまで取り扱いを取り止めるなどの措置をとるとともに、対象範囲が明確で、教育的指導範囲にあることなどから、子供達や保護者の意向を十分に踏まえた対応を行っている。(最近の子供達は事故・事件がトラウマになるほど過敏な反応が多くなっている、一方でこうした衛生管理問題が教材にもなりうる)

さらに、供給物資に関する衛生管理上の問題について、県学給は常時相談を受けたり、持ち込まれた物資の検査を実施している。

- 1 県学給の「情報収集・提供」機能と、その充実のための方策（HPによる情報機能も含め）

この設問に対しては、一部を除き大半の県学給が「持っている」と自己分析している。

最も多いのは文部科学省、農水省、県等からの情報を県内市町村学校給食部局、あるいは学校・給食センターに伝達する機能を持っているという捉え方。各種協議会等を通じて県内の緒関連組織との接触があり、そこで得た情報を下部組織に伝達する機能あり、とする意見も多い。

「給食だより」等の広報誌発行もかなり多くの県学給から挙げられている。

ここでも注目されたのはインターネットを通じて情報収集、あるいはHPを通じて情報発信している県学給が複数にのぼっている点。中には「学校給食業務を長年経験しているので、当県学給は業者の情報を集めたり製品開発等のノウハウがある」と県学給の経験則による優位性を指摘するところもある。

一方、「情報収集・提供」機能をさらに充実させるために、いかなる方策があるかという設問に関しては、かなり多くの提言が寄せられている。

HP、インターネットの活用が中でも多かったのは今回の調査回答の特徴でもあるが、具体的なものとしては「県学給スタッフの中にも管理栄養士がいて、情報管理するのが理想」とより高い専門的な情報機能を求める声や、「インターネットで最低限の情報は得られるが、学校給食に関する一元的な管理収集が必要」とするネットワーク構想、「学校給食情報を調べようとしても、日学給(特殊法人日本学校給食会)

日体健(特殊法人日本体育・学校健康センター) 日ス振(独立行政法人日本スポーツ振興センター)と組織改変が相次いだため、資料照会しても情報が集まりにくくなっている。学校給食情報は県学給で、あるいは「県学給情報提供ステーション構築を」という具体的な提言などもあった。

ここで注目したいのは、インターネットによる情報収集は県学給が行うのと同様に、学校、給食センターが個々に行っても同様の結果が得られる、ということであり、インターネット情報を集めるだけが県学給独自の機能とは言えない、という点。文部科学省のHP情報は、県学給を通さなくとも現場で直接アクセスできる。

そこで県学給が行うべき情報機能としては、数ある情報の中から、現場が求める学校給食に関する高度、専門的なものを収集・選択し、蓄積、分類整理することであり、それにより県学給独自の情報提供ステーション機能が構築されることになる。また、このシステム構築に当たっては、各県学給が個々に行うより、ブロック、あるいは全国レベルで機能を集約し、まとめるべきであることは言うまでもない。

全国レベルの学校給食に関する情報機能の集約は、旧・日学給 旧・日体健がその役割を担っていたものであり、現・日ス振が引き継ぐことが求められる。

全国の学校給食情報が日ス振で集約・集中管理されるとすれば、各県学給が独自に取り扱う給食情報としては、HPや「給食だより」等を通じ、県が推進する健康教育の一環として、給食行政の課題解決に役立つ対応をすべきであろう。具体的には、食生活・食習慣の乱れ等の実態調査を県教委・栄養士協議会等の協力を得ながら実施し、積極的に情報を収集・提供することなど。実際にある県では安全性で注目された中国産野菜の残留農薬の検査結果を、HPを通じて開示したという進んだ対応もある。

ただ、HPによる情報提供と報告啓発については、インターネットの利用が急速に進み、しかも誰でも手軽に情報入手できるという状況を十二分に捉えて対応することが必要であり、HPに掲げる情報の内容も充分整理して提供しなければならない。例えば、各県の学校給食に関する事件事故の速報、取引先業者からの情報、貸出し用書籍・ビデオ等の紹介、給食実態データなど、地域性を踏まえた内容とすることが望ましい。

食品検査結果の分析や供給物資に関する詳細な内容については、県学給が持っている相談機能との関連で対処すべき。また、HPで開示する情報のうち、食品メーカーなど外部機関・業者、あるいは地域報道機関などの主体データについては当該機関・企業の事前の了解確認を取り、かつ、データの出所・出典元を明示するなどの基本的な情報取り扱いルールを守らなければならない。

県学給が取り扱っている物資に関する「説明責任」も今後益々強く求められるようになる。そこで県学給は物資の情報提供を積極的に行うとともに、個々の相談にも応じられる体制を充実する必要がある。

また、学校給食に関する今後最も顕著な動きとなるのが「食育」の推進であり、その基本となるのが物資である。このため、供給物資を「生きた教材」とするための様々な情報を付加していくことが重要になる。「食育」推進のためには、学校給食関係者だけを対象とするのではなく、広く県民全体に関与するためにも、食材に関する資料、ビデオ等を集約した「総合情報サービスセンター」としての機能が県学給に求められる。県学給の総合情報サービスセンター構想については、第2部「展望」編で詳細を論じるが、茨城県学校給食会は総合サービスセンター機能を持った新たな施設を設置し、その名称を「茨城県学校給食総合サービスセンター」とした。総合サービスセンター機能を全国で初めて前面に打ち出したことをここでは付記しておく。

- 2 県学給の「栄養職員に対する支援」機能

回答したほぼ全ての県学給が栄養職員に対し「支援機能を持っている」と判断している。

具体的には研修会、講習会補助、助成、事業の共催・後援、施設設備の提供などが挙げられる。

ある県学給では年代別食事モデル 朝食指導用モデル 原寸大魚モデルを備えて貸出し「大変感謝されている」とコメント。また多くの県で導入している「給食献立作成支援システム」も具体性のある提案として非常に注目できそう。中には、HPにとどまらず、電子メールで県内の学校給食関係者に直接情報発信を行っているほか、栄養職員のOBとアドバイザー契約し、OBが給食現場への情報提供のサポート役となっている例が挙げられている。

なお、県学給は学校給食を推進するために、栄養職員に対し、献立作成や教材・教具作成など様々な角度からこれまで支援してきた。教育活動の一環としての学校給食であることから、県栄養士協議会との定期的な情報交換の場も設けている。県栄養士協議会の事務局を県学給内に置いているところも多い。

- 3、 - 4 県学給の「保管」、「配送」機能

各県学給とも保管、配送機能を独自に構築しているところが多く、大規模な設備を持って相当量の物資を取り扱っている県もある。一方で、「老朽化してきた」、あるいは活発な事業展開に伴って物資の取り扱い量が増加し「狭くなった」などの施設設備面の問題指摘があり、もう一方では「安全安心、衛生管理の徹底」を課題に挙げるところも多かった。自前倉庫、配送車の機能が弱い県学給は、民間業者の機能を活用する、など運営バランスをとっている。

- 5 県学給の「広域ブロックによる共同購入」の実態

大半の県学給が広域ブロックによる共同購入を実施している。課題として「共同購入するような物資の開発が難しい」、「各県に温度差がある」、「基幹倉庫の老朽化」などが挙げられている。

一方、共同購入に参加せず「今後も参加計画はない」とする例、昨年度で取り止めたところもある。

県学給の「物資供給量と県内シェア」

県学給が取り扱う基本物資である米、小麦粉、脱脂粉乳の扱いシェアが100%、あるいはそれに近い県が総じて多い。このことは学校給食の基本物資に関する県学給の存在価値、意義に直接関わる部分である。しかし県によっては取り扱いウエートが少ないところもあった。これは設立時の状況、その後の行政側の推進力の違いなどによると考えられる。

一方、一般物資については県によって取り扱いの多寡がバラバラに分かれた。これは後述する「民間納入業者」との関わりにも連動するが、例えば県内に大手給食物資納入業者（問屋）がいると、県学給の一般物資の扱いは微少となり、米、小麦粉、脱脂粉乳の扱いを中心とする、という実態もある。

一般物資の年間取り扱いは数1000万円規模から30億円単位まで様々。県内の一般物資取り扱いシェア6割という事実上県学給がリードしている県もあれば、1ケタ台で基本物資のみという県もあった。

一般物資に限らず、基本物資も含めて、県学給の物資供給量は長期的に見て減少傾向にある。県学給の事業は物資供給だけではないが、こと「物資供給」の実態を見れば、その取り扱いは必ずしも県学給の機能、能力、あるいは熱意・意欲だけでなく、行政側の推進力、県内業者の勢力なども含めた周辺環境条件の中で論じなければならない問題といえる。

しかも、県学給の意義、役割は「物資」を直接供給することに限らない。一般物資の直接の取り扱いが仮に少ないとしても、学校給食を遂行するという目的達成のために民間の活力を活用し、「地場産品」なども含めて県内の物資流通をコントロールし、利潤を追求することなく、必要なところに必要な食材を必要とされる時期に必要とされる数量を供給する「コーディネート」機能を発揮することが今後益々重要になると考えられる。これは公益法人だからこそできることである。

物資保管用の倉庫や配送車などのハード機能を県学給自身は持たず、民間業者と協調しながら県の給食業務を円滑に遂行している例もある。この県では県行政の指導の元に民間の物資納入業者が「協協会」という組合組織を結成し、県学給の公益性をフォローする役割を担っている。ここで県学給は県内学校給食の方向を定め、運営推進するコーディネーターの役割を果たしている。

さらに「県学校給食総合サービスセンター」機能を保有した茨城では、従来の物資供給、検査機能

などのほかに、今後は情報提供、一般からも含めた問い合わせ対応など知的サービス機能の役割が増すと考えられるが、同県の場合も県内に学校給食に関する長年の実績を持つ大手の物資納入業者が存在しており、物資調達に関しては民間業者と協調しながら県学給も機能を充実させ、一方で知的サービス機能も一段と充実させていくものと見られる。

なお、設問の1つに掲げた「輸入牛肉」の扱いについては、各県学給とも実績が少量で、県内取り扱いシェアについても「不明」とする回答が大半だった。

しかしながら学校給食向けの輸入牛肉は「輸入牛肉流通消費改善対策事業」の対象ともなっており、各県学給はもっと活用を図るべきである。

県学給の「広報」機能

回答があった全ての県学給が広報機能を「持っている」。広報誌、パンフレット、ビデオ等の発行、製作などを行っている。特に「給食だより」などの広報誌は毎月発行している県が少なくない。

HPによる商品情報、検査結果の開示を行っている、という回答も相当ある。毎月HPの内容を更新している意欲的な例も見られる。

また、講習会など学校給食関連行事の際に地元報道機関に連絡し、テレビ、新聞等で報道してもらうという積極的な対応をしている県もある。

県学給の「啓発」機能

大半の県が啓発機能を「持っている」と回答している。しかしその多くが研修会、講習会、料理教室などの「普及」事業と重なっている。またその多くが他機関との共催、あるいは後援だった。

県学給の「地産地消」の取り組み

「推進すべき」と全回答が集まった。しかし実施に当たっては多くの考えに分かれた。

県学給が中心になって推進すべき、と県学給自身が認め、後述する県教委、栄養職員等もそれを認める意見が多い。県産、県域の取り組みを意識した主張が大半。食材を教材として学ぶ仕組みとして地産地消を捉える意見もかなり多い。中には農業を知るチャンスとする意見もある。

「地産地消」は県内に限らず、ブロック、広域で捉えるべし、という意見は少数だったが、注目される。県は行政単位だが、生物資源的に見た農水産物、あるいは歴史的に見た伝統食は、行政単位の枠を超えた収穫があり、普及しているのが一般的。しかしながら県学給は県の許可で、県行政主導のもとに設立された公益法人であることから、県の給食行政との連携のもとに進められている。従って県域を超えた活動をするには無理があり、県産品や郷土意識を優先して取り組むのは当然。県学給は県全体を市町村、県内広域圏、県域の3層で物資の納入、供給を考えるべきである。

例えば、九州のみで穫れる水産物、農産物を加工し、東北、北海道の児童生徒に食べさせることには「食育」としての意義があり、それを子供達に伝え、理解させる教材としての意味も否定はできないが、「食育」推進に当たり、物資の供給量、農業の実態、食の多様化などを考慮すると、行事食等を含めた旬の物資については地場産を積極的に活用をすべきである。地場産で必要な物資が揃わない場合でも、調達

優先順位は県内産 県外国内産 輸入品が基本となる。

特に加工食品を除けば、県外産品を使用する数量は年間わずかという実態も考慮すれば、県学給の物資に関する情報システムの整備、あるいは隣接・近県同士の県学給間で仲介、調整で対応できる。そこに県学給の存在価値があり、コーディネート機能の重要性を改めて指摘することができる。

「地産地消」の具体例として、県農産課とタイアップして12年度からソフト麺、米粉パン、冷凍豆腐、醤油などの開発を進めている県もある。

なお、今後の学校給食を取り巻く環境変化に柔軟に対応し、円滑な物資調達を推進するためにも、県学給の役員にJAなどの民間業者を積極的に活用する道を開くことが求められよう。

県学給の「外部組織との交流」

全ての回答が外部組織と「交流あり」。県農政部局、JA、漁連、農水省地方農政局、県牛乳協会、米穀卸などとの定期的な会合を各県とも開いて交流している。交流の幅、回数とも活発。

県学給の「ブロックの意見情報交流」

全県が地域ブロックを基本に、広域ブロック、近県3県など様々な単位で各種会合を定期開催し、意見・情報交換を行っている。回数も内容も相当細かく活発に行われている。西日本では福岡を核とする拡大広域ブロック活動を行っている。

県学給の「ブロックの品質検査」

ブロック単位の情報交流が相当頻繁に行われているのに対し、品質検査についてはブロック単位で行われている実態があまり浮かび上がらなかった。これは県単位の検査で事足りているためと判断される。

県学給の物資供給で「民間業者（物資納入業者）ではできない活動」

「安全・安心物資を安定供給」、「へき地・離島も含め県内全域を同一価格でカバー」、「市町村からの依頼で検査実施」などが代表的な回答としてまとめられる。「行政の指導下で関係機関と連携しながら業務執行」など行政との関わりを強調した意見もあった。

県学給の「物資供給以外で民間ではできない活動」

教育行政との円滑な連携、全学栄・共同調理場連絡協議会との連携、県農政行政との連携 など財団法人であるがゆえのメリットを訴える意見が大半。検査機能、工場巡回指導や栄養職員等の現場との「安定的な支援」や「県、市町村事業に参画できる」、あるいは情報提供機能を指摘する意見も多い。「クレームに対する厳正さ」という意見もあった。

県学給の「児童生徒への食に関する指導」で考えられる支援策

教材提供、講師派遣、県内産業の紹介、施設提供、ビデオ・紙芝居貸出し等。

県学給の「残菜、包装資材等の回収に関する支援策」

大半の県が包材等の回収支援を「行っている」が、内容は様々。段ボールとデザート容器の回収がその大半。県学給の立場として「依頼があったところに対処」とする例が多い。これに対し、栄養職員からは「ゴミ、包材等の回収は市町村に任せるべき」、「業者に任せている」などの意見や実態が寄せられており、県学給が対応してくれれば「ありがたい」とする一方、「そこまで県学給が関与すべきとは思わない」、あるいは「わからない」などの反応もある。概して栄養職員はごみ、包材等の処理に戸惑いを持っているように受けとめられる。

県学給の「安全品質を確保するための検査実態」

検査は 県学給が独自に行っているところと、 その他公的検査機関に任せているところが大半だが、 納入業者、メーカーに依頼している県も少なくない。

県学給の「民間業者との連携協調」(物資納入業者、調理委託給食業者対策)

物資納入業者、あるいは調理委託給食業者と県学給はいかに連携協調すべきかを問うたこの設問で各県の意見が分かれた。

民間業者と連携協調を「推進すべき」という意見は回答のあった46県中11県(23.9%)、「推進すべきではない」とする県学給が7県(15.2%)、これに対し「どちらともいえない」が28県(60.9%)

総じて民間活力との連携を通じて給食業務を円滑に推進しようとする姿勢と、「民間とは考えが違う」と反対の立場を鮮明に示すところ、また、県内の業者と協調姿勢を保ちながらも(民間業者の)今後の出方を注意深く見ないと判断できない」などにより「どちらともいえない」の回答の3つに分かれた。特に「民間とは違う」という意見の中に「連携協調すべきではない」とはっきりした意見が散見できた。しかし最も多かったのが「どちらともいえない」という回答だったことは、この問題の難しさ、奥深さを示している。「地方最大の納入業者が本県にあり、今後協調するかどうかは検討課題」、「県学給の立場では一長一短」、「情報力、提案力の点ではメーカーが優れているのでメーカーと県学給が取り組みを広げるべきなのではないか」、「配送車も冷凍設備もないので民間業者と協調せざるを得ない場合もある」、「物資供給では県学給と民間がよきライバルであることが学校給食にとってプラスでは」、「一般物資の扱いは民間と競合しないように県学給が遠慮している」、「原則は連携だが、現実には可能性が薄い」、「民間と棲み分けできないといいところだけ持っていられる」、「時代の流れとして民間協調に向かうしかないのではなか」、「民間とは競合しているが、協調にむけた模索はしたい」、「過度な協調は営利目的に流れやすい、いましめるべき」と「どちらでも」の回答の中身は様々。県学給の苦悩が伝わる回答が多い。

このように対応の難しさを浮き彫りにする回答結果だったが「離島県であるがために、民間の協力がなければ給食ができない」や「民間を否定するだけでは進まない、切磋琢磨で充実発展を」という意見もあった。

民間の物資納入業者は物資取り扱いで基本的に県学給と競合するが、基本物資も含めて保管、配送業務の全てを民間業者に委ねている県もある。しかしながら基本物資を供給するという業務は県学給に与えられた基本的使命であり、公共性の根幹をなすものでもある。従って、保管、配送の実務は民間に委ねているとしても、その全体を管理しコントロールしているのが県学給であることは変わらない。実務面、方法論は各県・市町村の事情に沿って行われるべきものであるが、基本物資の供給と一般物資の取り扱いについては、ここでも改めて県学給のコーディネート機能を発揮すべき課題である、と論述しておきたい。

また、学校給食の実施主体は市町村であり、調理業務の委託も市町村の判断で行われているが、市町村と民間給食業者が相互に組織的に対応することは事実上困難なため、県単位に対応することが望ましく、その場合、県学給が窓口として役割を果たすことが求められる。これも公益法人である県学給ならではの機能となる。

県学給の「ホームページによる情報提供 / 報告啓発」 (1の「情報機能」に内容を集約)

P T A、保護者に対し「食教育を実施する機関は」

「食教育」の実践機関として県教委と回答する意見が比較的多かったのは、県学給が長年頼りどころとしてきた文部科学省の立場が近年変化していることを如実に示すものとしてチェックできる。給食実施主体である市町村が行うべきという意見も見られた。文部科学省が実施すべきとする回答は少ない。

21 県学給の「理事・評議員の構成」

理事、評議員とも県教委、市町村教委、あるいは学校長などが県学給の役員を多く兼務していることが改めて明らかとなった。県学給が県の許可と県行政の主導で設立された公益法人である以上、これは当然のことであり、県の給食行政と一体となって業務推進している実態を示している。

しかし、地産地消、食育の推進など学校給食を取り巻く状況の変化に応じて、柔軟に対応するためにも、今後はJ Aなどの民間生産業者の代表を県学給の役員として積極的に登用する仕組み、考えを取り入れることが必要だと思われる。

22 県学給の「助成活動」

1県を除き、全ての県学給が県栄養士協議会、共同調理場連絡協議会をはじめ多くの県内学校給食関係機関、あるいは研究組織等に1万円から数100万円(年間)までの助成を行っている。

23 県学給の「事業の共催」

これも回答のあった県学給のうち、3県を除いて各県学給が何らかの形で県内組織と研究会、協議会、研修会、講習会、審査会等の事業を共催している。

24 県学給の「公益性を訴えるためのアイデア」

様々な意見が県学給自身から出ているが、大別すれば 過去の実績を強くアピールせよ、 県教委、県農政部など地元機関と連携強化し、現場に対するサービスを強化向上させることにより、行政当局・給食現場・保護者からの支持を取り込むべし、 全国レベルで運動を盛り立てるべし の流れがある。

県学給の現場からの思いがひしひしと感じられる熱のこもったコメントが多い。

また、県学給がこれまで主体としてきた物資の供給事業の重要性を改めてアピールする必要性を論じる一方で、今後は情報機能を拡充すべしという新たな方向を示唆する意見も出ている。

< 2 > 各県教委の意見

「普及」、「物資供給」、「衛生管理」事業に関する公益法人としての評価

「普及事業」については、県学給同様に県教委も研究会、講習会、協議会等の事業活動を高く評価するという意見が圧倒的に多い。献立コンクールや料理教室等の評価もあった。具体的な指摘は3県にとどまったが、県学給のHPを通じた情報発信事業に対し「食情報センターとしての機能を果たしている」という受け止め方も見られた。

「物資供給」については「安全安心な食材の供給」、「県内統一価格で安定供給」、あるいは物資価格の高騰抑制効果、開発機能などの評価が目立つ。県内産原料100%のパン、麺類の開発と供給を挙げた県学給が複数見られた。「地産地消の推進」という評価もまだ少ないながらあった。これに関連して、県内産原料を使った商品のPR、振興事業を評価する教委の意見も見られた。

「衛生管理」については工場立ち入り検査、抜き取り検査、衛生管理講習会の開催、取り扱い物資の検査、あるいは検査機器の貸出し等々の様々な事業活動が県教委に評価された。

「県学給事業に助成」している県教委は13県で、回答44県中29.5%と少なかった。このうち「事業助成」している県教委が6県、具体的には「物資購入資金」として数1000万円単位で助成している、と報告する県教委があった。「運営助成」は9県（44県中20.5%）の県教委が実施している。このうち「貸付金」として県教委が県学給に貸付金を助成している例が4県から示された。いずれも年間2000万円から8000万円までの貸付金として実態を報告している。

県学給との連携

「密接な連携を保っている」という指摘が34県で回答44県中77.3%となり、県教委と県学給は連携関係にあることがわかった。残り10県は「事業によって連携している」という回答。

「連携」の例として、「各種事業は全て県教委と合同で実施している」、「県教委が指導監督機関として県学給の事業計画、予算案等の承認を行っており、県学給の多くの事業に県教委職員が参加している」、「地産地消の推進をはじめ、多方面で連絡をとりあって進めている」、「経営委員会、物資選定委員会等の委員に県教委が参画」など具体的な内容が示されている。県学給の役員、職員が県教委と兼務で役職についているという回答も多くあり、県学給と県教委が「共働している」という表現もある。

「事業によって連携している」例としては栄養職員研究大会、研修・会議、調理受託会社の指導、あるいは「衛生管理講習会は県学給に委託、その講習内容は両者で協議」という県もある。

「物資供給の中核的存在として県学給にその機能を期待するか」という設問に対しては回答した44県全てが「期待する」。具体的には「へき地・離島にも安定供給するために中核的存在としてあって欲しい」、「市町村合併の進展に伴い、物資供給とそれ以外でも県学給の公益性を発揮することが重要」、「物資の価格、品質面の指標となる働きと役割を期待」、「地域格差をなくす調整役として役割を期待」、「地産地消、

食育の面でも受け皿に」と総じて大きな期待が寄せられている。ただし「県学給があまり供給を独占しすぎると、業者に不満を与えることになる」と警鐘を鳴らす意見も1県あった。

「県学給物資がニーズに応えているか」という問いには、38県(86.4%)が「思う」。5県が「思わない」、1県が不明。「思う」と回答した多くの県は特にコメントを寄せていないが、「思わない」とする県教委はその理由を詳しく説明している。つまり「生鮮食品の供給に不満」、「加工食品は多いが、素材供給が手薄、食材を選択できる体制づくりを求める」、「市町村独自の調達が進めば業者指導、地産地消、価格等課題が残る」、「県学給に希望を出しても商品が揃わない」など。

民間と県学給との関係

「民間と県学給との協調はいかにあるべきか」という設問に対し、「地場産品活用のため」A、漁協との連携推進ををはじめ、「連携は大事だが、運営は県学給独自に進めるべし」、「JA、漁連等と連携し、地場産物の供給体制確立を」、あるいは「県学給は情報を持ち、栄養職員・現場からの相談に乗れるように」、「物資供給は県学給の機能だが、物資選定は栄養研究委員会機能を発揮すべき」、「物資供給ルートを確保するため県学給は情報を収集し調整役に」、「県学給は民間に進んで働きかけを」等々、具体的な提言が多く寄せられた。

さらには、「自由競争の中で特殊法人(正しくは財団法人)が特別な存在ではなく、民間との協調は期待できない」という批判的な意見の一方で、「県学給が独占的に扱うことは望ましくない、民間と適正な競争をしながら調理場の広いニーズに対応を」と協調体制を期待する指摘も見られた。

「民間と良い関係を保ち、県学給が民間のモデルとなる存在に」という極めて前向きな提言を寄せた県教委もあった。総じて県学給のコーディネート機能に期待を寄せる県教委の意向が感じられるが、この設問には無記入回答が4県あった。県教委の立場として、県内産業振興の考えも含めて回答しにくかったためなのであろうか。

県学給の「食育」の取り組み

「県学給が食育に取り組むべきか」という設問に対し「そう思う」が39県(88.6%)、「そうは思わない」が2県(4.5%)、「食材による」が3県(6.8%)

教材作成、県産品活用献立の開発、全県下の地場産品調達体制整備など、食材を生きた教材と捉えた食育の推進に期待する県教委の意向が圧倒的に多かった。「そうは思わない」背景としては食育の定義が不明確であり「現時点では県学給の本来の業務とはいえない」という指摘。「食材による」という回答では「地場産品の活用」、あるいは「地産地消を進めると県全体の(米の)地産地消が崩れる懸念がある」、「生ものの地場産の扱いは難しいが、他の食材は積極的に取り組みを」という意見が見られる。

ここでも「生産者と学校のニーズを結びつけるコーディネーターの役割を県学給に期待する」という県教委の意向が記されている。

施設活用等

「県教委は県学給の施設を効率的に活用しているか」という設問。県学給センターを保有している県を対象に回答を求めた。無記入、「該当なし」などセンターを持たないと推測されるのが10県(22.7%)で、有効回答は33県。残り1県は「県学給移転につきいま利用できない」。

「活用している」と回答した県教委が26県(78.8%)で最も多く、調理講習会、研修会、その他学校給食関係の会合に県学給施設を利用している実態が示された。しかし「活用しているとは思えない」も

7県(21.2%)ある。「収容人員が小さく、遠い」、「活用の余地あり」という意見。

県学給の情報機能

「県学給の情報機能について期待するもの、望ましい情報提供は」の問いに対し、「期待する情報」として食材情報、献立、食指導、危機管理体制、物資管理、安全・安心情報、食材のアレルギー情報、県内各地の食育の取り組み情報」などの要望が多く寄せられた。特に食材については安全に関する情報をHP、メール等を使って迅速に広く提供して欲しい、という意見が概して多かった。

「望ましい情報」としても食材の安全・安心情報が一番の関心事。県産品の食材情報をHP等で開示すべしという意見も多く表れた。「物資の流通経路(トレーサビリティ)に関する情報を」という時代を反映した意見もあった。

県学給の機能強化

学校給食事業の推進のため「県学給の機能は強化充実すべきか」と問うた。

「そう思う」が36県(81.8%)と最も多いが、「そうは思わない」が5県(11.4%)、「どちらとも」が2県(4.5%)、無記入1県。賛成意見のコメントは「収益事業の運営は難しくなるが、県内物資に付加価値をつけて他町に供給し、県内産業の活性化を図ること」、「県産県消や」A単位の地域限定食材の提供など柔軟性も必要、ブロック全体の取り組みの推進も」と「抜本的な改革が必要、時代に合致した新たな展開が必要であり、真剣に検討する時期」の3つ。“条件付賛成”といえようか。

これに対し反対意見の中で「現状でいい」が3県。「国からの物資補助がほぼなくなりつつある現在、これまで以上に業務拡大を図れば民間との軋轢(あつれき)が増すという批判を招く」、「国庫補助が縮小されており、強化充実できる状況にない」などの意見もある。また「どちらとも」では「情報提供については強化する必要があるが、物資供給はこれ以上すると独占化するので、この辺でとどめるべきか」と情報機能面を支持している。

県学給が総じて機能強化をめざしているのに対し、教育委員会からも支持する意見が多かったのはうなづけるが、クールな指摘もあったことは銘記しておく必要がある。

県学給に期待する事業

食材情報の提供、地場産品を使ったメニュー開発、食育情報提供、安全・安心物資の開発・供給、などの意見が多く見られた。「地場産農産物の活用のため、地元生産者、農協等と給食実施者との仲介を」というコーディネーター機能を期待する県教委もあった。(詳細は「資料篇」設問 の回答参照)

県学給の存在をアピールするアイデア

特色のある一般物資を一般販売、地域住民対象の食育教室、保護者等の県学給視察、一般対象の学校給食イベント開催 をはじめとする様々なアイデアが提案されているが、最も多いのがHP、インターネットを活用した対外アピールをしたらどうか、という意見だった。(「資料篇」設問 の回答参照)

県学給の総合評価

「県学給は公益法人としての機能を果たしてきたか」と問いかけたところ、1県を除く43県から「果たしてきた」と回答。基本物資の一元供給を行ってきたこと、不可欠な存在、多いに貢献してきた と県教委からの評価が続く。ただし「今後も公益法人として役割を果たせるのか、ソフト面の充実が必要」、

「今後の運営、あり方について検討する必要がある」など、今後の方向を懸念するコメントも見られる。「どちらとも」と答えた1県の意見は「これまでは振興というより、与えられた物資をいかに適切に運用するかに力が入っていたように思う。真の振興はこれから」と期待を寄せている。

< 3 > 栄養職員の意見

過去の事業評価

県学給、県教委と同様に、栄養職員もこれまでの県学給の「普及事業」として研究会、講習会、協議会等の事業活動を指摘する意見が多い。「業者指導」、「食材開発と紹介」、「先進地視察」という指摘に加え「価格動向説明会」、「バイキング指導用ビデオの貸出し」、「物資展示会」など具体的な活動を挙げて評価する栄養職員が目立つ。

「物資供給」では安全、安定供給、統一価格を指摘する意見が非常に多い。「パン品質審査会は県学給ならではの取り組み」と一番に評価する栄養職員もある。

「衛生管理」では衛生講習会、研修会、細菌検査、抜き取り検査、工場巡回指導、検査機器の貸出し、ビデオ作成と貸出し、衛生マニュアルの発行などを評価する意見が見られる。

県学給の「情報機能」

栄養職員が期待する「情報機能」としては、学校給食に関する総合的な情報収集発信基地機能と、物資情報提供機能の2つにほぼ集約される。「アレルギーに関する情報を」という時代を反映させる要望もある。ただ「情報は文部科学省、県教委、全学栄から流れてくるので（県学給からも加わると）情報が混乱する。県学給は検査情報を充実させるべき」という指摘もあった。

栄養職員の「情報入手先」を問うたところ、県教委、全学栄、文部科学省、農林水産省、あるいは納入業者、マスコミ……等々の入手先が挙がった。インターネットを通じた情報入手を手段として指摘する栄養職員がかなり多かったのが特徴。「県学給」から、という情報入手も散見されたが、入手順位は総じて低かった。県学給サイドが情報機能の充実を呼び、県教委も今後の県学給の機能として情報をクローズアップしているにもかかわらず、栄養職員にとって県学給情報の位置付けはまだ低いという現実を、県学給サイドは直視しなければならない。

栄養教諭に対する県学給の支援機能

栄養職員への支援機能を県学給が「持っている」と評価したのは51通（有効回答63通＝1県複数回答あり、比率81.0%）、「持っていない」と否定したのは9通（比率14.3%）、無記入・合否不明3通。

文部科学省・県教委からの情報伝達や研修会・講習会の開催、食材・食品の教育的支援など、栄養職員は県学給のこれまでの支援を評価している。「持っていない」と否定したのは全体から見ても少ないが、「資料や情報が整理されていない」、「食教育の分野に（栄養職員はまだ）直接関わっていない」、「栄養教諭に対する支援機能を県学給が持っているとは思えない」、「県教委の情報伝達で充分」という意見もある。

県学給の保管施設設備

現状で充分と判断する栄養職員が41通（有効回答61通、比率67.2%）、「不十分」9通（14.8%）、不明11通。「不十分」とする県の意見は狭い、業者委託しているため、地場産食材の安定調達を考えると改善が必要、取り扱い物資を県学給職員は確認していないと思われるほど野菜がしなびている、倉庫移転後むしろ狭くなった など。また「不明、無記入」は各県学給の保管施設について栄養職員が実態を把握していない、あるいは施設を持っていない県のケース。

県学給の配送機能

「充分」36通（有効回答63通、57.1%）、「不十分」19通（30.2%）無記入・不明8通。

「不十分」の理由は配送日が決まっているため急な発注ができない、納入時間指定ができない、緊急時の対応が不満足、数が合わないことがある、小規模・遠隔地校では業者の都合で配送日が決まる、配送車が食品以外も積んでいる、冷凍車による完全な配送に至っていない など。

県学給の「地産地消」のあるべき姿

「地産地消」を推進して欲しい栄養職員の意向が多いが、「地場産では供給に限りがあるので、県産品と捉え、安心食材を供給してほしい」、「大消費地で地産地消は無理、近隣県も含めた取り組みに」、「地産地消は生きた教材になる」 など具体的、積極的な意見提言が集まった。食材調達に当たっては生産者 J A 取扱者 県学給 使用者（栄養職員）代表 学校のような仕組みが必要、という指摘もあった。

さらに「地産地消を実施するためには栄養職員が作成した年間献立計画に基づき、契約栽培する農家を確保しなければならない。その仲介役を県学給に望む」や「必要とする食材の全てを地場産物だけでカバーできない。県域内産物の供給を県学給に期待する」などの意見もある。

では地産地消で県学給と業界団体の交流はどうあるべきか。「推進すべき」という意見が63有効回答のうち59通（93.7%）と圧倒的な支持を得ており、栄養職員は県学給と業界団体との交流促進を望んでいることが明らかとなった。「これまで交流はなかったが、地産地消実現のためにも交流促進を県学給に願う」とする要望が見られる。中には「これが県学給の機能の真髄。県内に県学給を中心としたネットワークを築くべし」と期待する意見もある。

これに対し「業界団体と交流すべきでない」とする意見は「地産地消は県域でも難しく、市町村や地域単位の取り組み。県内産玉ねぎのようにできるものは取り組めばいいが、全面的な取り組みは無理」、「市町村に任せたほうが小回りがきいていい」の2通のみ。「どちらとも」という慎重な意見は「 J A も漁連も利益優先団体。児童の健康づくりが目的であることを理解する団体を最優先すべき」の1通。無記入1通。しかし利益を優先しない物資団体では供給力に問題を残す。ここでこそ県学給のコーディネート機能を発揮する場面ではなからうか。

県学給が地産地消にいかに関わるべきかを栄養職員に問うたところ、「県内地産品の仲介」「窓口」「パイプ役」機能を求めるところが多数を占めた。コーディネート機能にも含まれる「情報収集提供」業務もここでは重要な役割となる。しかし中には「県学給があらゆる地場産食材を扱っては近隣商店と問題が生じる。県学給は基本物資だけでいい」と考える栄養職員が、非常に充実した物資供給機能を持っている県学給と同じ県の栄養士会所属というのも不思議な実態を示している。

県学給の「民間ではできない活動」

「物資供給」で民間ではできない活動としては、安定価格、一括供給、全県対応、安定供給、利益・生産性を考えずにできる、安全性の確保 など、まさに県学給の機能、役割、課題を栄養職員も理解し

共通認識を持っている。

県学給が民間（物資納入業者）と連携強化することに関し

「賛成」が32通（50.8%）と半数、「反対」が21通（33.3%）、「どちらとも」と無記入が5通ずつ。

賛成派は民間業者と協調することで物資のスムーズな供給体制を築ける、企業も食育を考えながら売る時代であり県学給がその見本となる、情報量を拡大するには民間の力を借りるべき、あるいは「衛生管理規準を民間にも理解してもらうために、民間ともっと密に取り組むべき」と訴える意見もあった。

反対派は「目的が異なる民間とは協調すべきでない」、「民間も県学給も業者活動であり、連携は難しい」、「民間と密にすると汚職や癒着と思われる」、「学校給食は公務員の範囲内で取り組むべき」、「必要ない」と総じて民間アレルギーを持っている栄養職員の意見が目立つ。

「どちらとも」の意見は「民間と違ったことをしないと県学給の存在意義がなくなる」など。

県学給のHP（ホームページ）を使った情報提供

県学給のHP情報提供に反対する栄養職員が1通、無記入・「特に意見なし」が1通、残りは全て賛成だった。HPを活用することで栄養職員の情報処理、アレルギー対応、スピーディーな発信が可能。HPは保護者に対しても学校給食情報を開示する、という点で栄養職員は望ましい、と考えている。総じて栄養職員はHPの活用を歓迎している。

しかし実際に運営するに当たっては「専門職員が必要」、「保護者に向けた情報は吟味すべし」、あるいは少数意見ながら「保護者向け情報発信は栄養職員の仕事」とするものもあったことを付記しておく。

HPで保護者に報告、啓発活動を行うことについても「賛成」が54通（85.7%）と圧倒的に支持を得ており、「反対」は6通、その他3通。反対の理由は「公共情報が多数ある」、「実施するのは専門機関がいい」、「一般公開する情報は精選すべき。チェック体制が整備されていれば可能」、あるいは「県学給が啓発機能を持つ必要はない、啓発機能は学校の役割」、「保護者への情報提供は栄養職員の仕事」という捉え方もあった。IT化に対応した学校給食情報の提供については総じて栄養職員も認めているようだが、実施に当たっては、だれもが手軽に活用できるものだけに「慎重に」という訴えと受け止められよう。

県学給の公益性を訴えるためのアドバイス

- ・ これまでの県学給の活動を教職員、保護者にPRを
- ・ 学校、保護者への情報誌作成
- ・ 中学校にも学校給食の重要性PRを
- ・ マスコミ活用、広報誌の活用、ビデオの配布、校長会でアピール
- ・ 地教委や市学給とも情報交換し業務をアピール
- ・ HPに幅広い情報提供
- ・ 県学給を中心に県内の旬の食材調達ネットワークをつくり食材流通を確立する
- ・ 売ってやる、運んでやるという意識の払拭
- ・ 栄養職員が一番求めているのは食品の安全性、安心できる食材供給を
- ・ 「学校給食のことなら県学給へ」となるような活動を
- ・ PTAなどにも活動をPRすべし
- ・ 栄養職員の新任研修会でアピールを
- ・ 存在をアピールするため「県学校給食だより」のページ数と紙質を落として家庭にも配布

- ・ 県学給が得た利益を様々な形で児童生徒に還元していると思うが、実態をPRすべき
- ・ 県内米を使っていることをポスター等でアピールする

等々、アピール不足を指摘し、様々なアイデアをいただいている。これを糧とし、さらに練り上げて事業展開に生かすことを今後検討すべき。栄養職員からは「県学給と一体となった事業活動のおかげで学校給食業務が遂行できる、不可欠な存在」と県学給の位置付け、役割を評価されていることが伺える。

< 4 > P T Aの意見

概して意見が多方面に向かい、集計分析が最も難しかったのが保護者サイドの意見。

県学給に対し、安全、安定供給、継続、を求める声が多い。給食現場の大型化より小規模化を求める声もある。しかし、最も多いのが「県学給は知られていない、PR不足、公益性運動のスタートはそこから始まる」という指摘。今回の調査では、日常の学校給食業務に最も離れていたのがP T Aだったが、しかしながら県学給にとってP T Aは直接の喫食者である児童生徒の声を代弁し、大事な給食費を支払っていただいている立場。幸いにして回答を寄せていただいた各県P T A連合会は県学給に理解があり、中には「公益性を元々持っている県学給があえていまさら活動をする真意がわからない」とすら指摘する県もあったほど。

大半の県学給の理事会、評議員会にはP T A連合会からも役員として参加していることが多く、その現実から考え、P T Aにも県学給が理解されている、という印象を持つことができる。しかしながら保護者を含む一般社会に対して県学給の存在が知れ渡っていないことは明らかであり、これを機に「対外アピールをすることはおおいに望ましい」と多くの県P T Aが認めている。

過去の事業評価

県学給、県教委や栄養職員の回答と同様に、P T Aもこれまでの県学給の「普及事業」として研究会、講習会、協議会等の事業活動を指摘する意見が多い。「親子料理教室」、「標語募集、作文コンクール」、「家庭に配布する献立表の充実」、あるいは「産地見学会」などの評価や期待が多く集まっている。

「物資供給」では安全、安定供給、統一価格を指摘する意見が非常に多い。「アレルギー児童生徒が増えているので実態に即した物資供給を」、あるいは「地産地消、地場産食材の調達、供給」という回答も多く見られる。

「衛生管理」では衛生講習会、研修会、細菌検査、抜き取り検査、工場巡回指導、検査機器の貸出し、ビデオ作成と貸出し、衛生マニュアルの発行 などに期待する意見が見られる。

県学給の「情報機能」

P T Aが期待する「情報機能」としては、「情報収集と発信を責任を持って行える機関や制度化が必要、食育についてもどこにどのようにアクセスすればいいのか、初歩的なものでも困る」と学校給食情報の一元的管理集約を求める声、「献立情報、食材情報の充実を」、あるいは「方向性はいいが、現場職員の意識がまだ進化状態ではないか」、「安全・安心な学校給食を運営するための情報提供を」などの意見が出ている。ここでもHPを活用した情報提供・開示に対する期待が多く寄せられている。

また、「県学給がHPで食材や食育等の情報提供することにP T Aの意見は」と問うたところ、有効

回答49通（1県で複数回答あり）のうち賛成が45通（91.8%）と圧倒的な支持を得た。「食材情報を開示することは望ましい」、「積極的に行うべき」、「食材や調理方法を理解してもらうことは子供達が喜んで食べることに繋がり食育をアピールするのに役立つ」、「対外的な学校給食に対する理解が得られる」など好意的な評価が多く集まった。

しかし「食材購入は物を見てからにすべき」、あるいは「実際にアクセスする人がいるかどうか疑問、食育は学校の負担も考えるべき」という指摘、さらには「HPよりリーフレットのほうが平等に伝わる」という意見も少数ながらあった。

県学給の栄養職員に対する支援機能を充実させるために期待すること

学校調理員、供給業者、教員との積極的な関わり支援、家庭への働きかけ、地域行事・伝統食指導の支援、研修支援 等々の活発な指摘が揃った。「学校給食にとらわれず、県学給は食の情報拠点になって欲しい」という要望もあった。

「地産地消」に対する県学給の関わり

「あるべき姿」としてPTAが指摘したのが「地場製品の取り組み」、一部だが「競争原理を導入し低価格で地場製品の提供を」、あるいは「愛郷心を育てる一助として」地産地消の取り組みを求める意見もあった。

「関わりの期待」としては地場産品を実際に供給できる仕組み・ネットワーク化を求める意見が多くでた。また産地県では「より多くの地場産品を活用すべし」と求め、消費県では「特産品がなく残念」と素直な感情をPTAの回答は示している。

民間ではできない県学給の事業

「物資供給」では安定供給、安定価格、安全性確保、収益を追及しない、県内全域（へき地・離島を含む）カバー、学校格差がない、物資の統一性 などの意見に集約できる。

「物資供給以外」では研修会・講演会の開催、検査器具の貸出し、食教育の支援を挙げる回答が多かった。アレルギー児童生徒のための給食支援を求める意見も見られる。

県学給が公益性を訴える活動を行うことに対し

公益性をアピールすることにPTAの反応をうかがったところ「良いこと」、「結果報告をマスコミにも情報提供しアピールを」、「利益追求せずに学校給食事業を展開する存在はうれしい」など、県学給を好意的に位置付ける意見が多かったが、なぜその活動を行うのかを疑問に思うPTAもあり「50年も継続していることそのものが県学給に対する社会の評価であり、あえて公益性をまとめないと確認できなくなっているとすれば、それが情けない」と県学給の存在と役割を理解した上で「県学給そのものが公益性を持っている」と認める意見もあった。「改めて活動する必要はない」とすら指摘している。

その一方で「保護者を含む一般には県学給の存在は知られていない、多いにアピールすべき」と調査活動の趣旨を理解し支援する意見が大変多く見られた。

中には本調査に回答を寄せるために役員会を開き、県内のPTAの意見をまとめて調査に反映させた、と非常に前向きに調査を捉えた県PTAもあった。

第2部 県学給のこれからのあり方（展望）

（1）長年の経験と信頼ベースに （国からの補助、支援は期待薄）

これまでの調査結果を基に、これからの県学給はいかにあるべきかを考察してみる。

第1に指摘されるのは、国からの給食物資の供給事業だけでは生き残りが難しい、ということ。これまで国（文部科学省）の指導と方針に沿って、基本物資を中心に、県下各学校、給食センターに供給すれば、県学給の業務の多くはこなせた。

しかし、平成18年度に迫った公益法人制度改革に伴う、県学給の様々な位置付けの変化や、県学給に対する非課税の経過措置の撤廃など、その役割はこれまでと比べて大幅に変えざるを得なくなってきた。

公益法人改革に伴う平成18年度から予想される財団法人の位置付け変化は、県学給にとって最も重要なファクターになることは間違いない。

また、これまで国（文部科学省）が中心となって進められてきた学校給食制度が、学校給食法の趣旨に則り、各自治体に大きくその運営主体を委ねられてきたことも学校給食を取り巻く環境変化の1つに数えられる。国の意向、行政の方向に沿って、これまで特殊法人日本学校給食会、特殊法人日本体育・学校健康センターの指導で学校給食用物資（基本物資）の斡旋業務は進められてきたが、行政改革に伴って「日体健」は独立行政法人日本スポーツ振興センターに移り変わり、同センターの中で学校給食の位置付けも様変わりしてきた。

しかし、学校給食が次代の若者達の食と健康を守り、日本の食文化を守る「砦（とりで）」であるという位置付け、役割が変わるところはいささかもなく、さらには今後益々重要視される「食育」を推進する基幹事業という新たな役割も加わり、学校給食の将来は洋々たるものがある。

こうした重要な位置付け、役割、価値を持つ学校給食ではあるが、個々の機関、事業体、地域がそれぞれ独自の判断で運営、方向を定めることになれば、せっかく50年来、多くの関係者の努力で築き上げてきた「学校給食」という素晴らしい制度の根幹が散逸し、ある場合には形だけの「食事」に意義を変えてしまうことにもなりかねない。

そこで、これまで財団法人「都道府県学校給食会」の全国組織として機能してきた「全国学校給食会連合会」（全給連）では、学校給食の大きな変化を目前として、「県学給」が今後どうあるべきかをまとめるとともに、県学給の公益性を改めて集約し、多くの関係者の理解を得る材料とすることを考えた。

県学給として考えられる今後の対応策を提示する前に、県学給が今持っている機能、役割など保有戦力、保有パワーについて整理しておく。

「県学給」とは

市町村のニーズを踏まえて、公益的、かつ的確に事業を実施できる、学校給食に関する専門組織であり、学校給食に関する長年の経験を持つ。

全県下の学校（へき地・離島を含む）をカバーし、営利を目的とせず、公益団体として機能している。

市町村のニーズを踏まえて物資の安全安心を確保しつつ、低廉で安定供給力を持っている。

公益法人として学校給食に関する研修会、講習会、講演会等の実績を積み上げてきた。

学校、県、市町村、あるいは栄養職員・調理員、保護者等から厚い信頼を得ている。

県、県教委、市町村、あるいはＪＡ、漁連や栄養職員等諸組織と連携しやすい。

全県に必ず１つある。

物資供給に関する市町村の業務の集約化、合理化を図っている。このことが学校としても事務・業務の合理化につながっている。（牛乳支払業務代行など）

（２）県学給は学校給食を守る重要な「砦（とりで）」

国が中心になって取り組み、世界に類のない発展拡充を遂げたわが国の学校給食。しかしながら今日、国の相次ぐ制度改革の中で、学校給食への関わりにも変化が生じてきている。

学校給食の実施主体は、あくまでも学校給食の設置者たる市町村であるが、今やその設置者の判断で学校給食は運営される形が以前にも増して明確になってきている。

しかしながら設置者たる地方自治体がそれぞれの考えに基づいて学校給食を運営すれば、これまでわが国の学校給食が築き上げてきた全国一律の学校給食制度が、解釈の仕方によって、あるいは可能性としては混乱することが懸念され、教育の一環としてのある程度の統一性は失われかねない。

この場合、これら変化に対応するためには、県学給と全給連（全国学校給食会連合会）が一体となって学校給食の方向を見失わないように、関係先に働きかけていく必要がある。そのためにも県学給は学校給食を守る重要な「砦」（とりで）となり、これからの学校給食の歩むべき道を探ることが県学給に与えられた新たな役割といえる。

県の給食行政を推進する上で、学校給食の実施者である市町村の位置付け、役割も極めて重要になってくる。この点で、県学給は従来から市町村の学校給食担当部局との連携を進めており、今後も県の給食行政の方向と市町村の意向に沿った学校給食運営をサポートしていく。

（３）期待されるのは「コーディネーター」機能

調査結果が明らかに示しているように、県学給には県教委も栄養職員も、ＰＴＡも学校給食に関する総合的な、あるいは相互の「コーディネーター」役を期待している。

学校給食を運営する上で必要な物資・食材を調達し、あるいは「地産地消」を具体的に推進するために新たに素材を開発し、あるいはその食材の安全性を精査し、供給量を確認して学校給食現場に紹介する。こうした一連のまとめ役を県学給に対し、多くの学校給食関係者が期待している。

これが可能なのは県学給以外に考えられない。

(4)「守る」だけでなく、「学校給食総合サービスセンター」としての役割

県学給は当該地域の学校給食に関する「コーディネーター」であると同時に、「学校給食総合サービスセンター」の役割も期待されている。

学校給食を支える栄養職員は「栄養教諭」として教壇に立つための様々な準備を進めている。その業務を支えるのが学校給食に携わる全ての関係者の役割であろう。この場合、栄養職員として負っている様々な業務作業を軽減し、「栄養教諭」の業務がやりやすくなるように教育指導支援の一翼を担うことを強く期待されている。

ここで期待されているのが データベース業務と、 受発注業務代行、 教材・資料作りのサポートであろう。

日常の業務作業内容が固まっていれば、例えば食材の受発注作業は栄養職員である必要がなく、合理化できる。これを県学給が代行できれば、現場の負担は著しく軽減され、栄養職員は本来の教育・指導業務に多くの時間を割くことができる。教材・資料づくりも同様。

また、例えば旬の野菜、魚、あるいは地域ごとに異なる魚介類の成育状況など基礎データを県学給が揃えておく。さらには食に関する様々なデータを県学給が揃え、必要に応じて関係者にメール等のITツールで発信できれば、学校給食の教育的指導力は飛躍的に高まり、栄養職員との連携も密になる。

これらの総合業務を行うのが「学校給食総合サービスセンター」構想である。ここにはデータベース機能を拡充させ、「学校給食の情報（受発信）ステーション」としての機能も付与したい。

学校給食に関する諸々の制度改革や、社会背景の変化を前にして、「□□県学校給食会」は「□□県学校給食総合サービスセンター」のネーミング、あるいは機能を持った組織に生まれ変わることも一考の価値がある。こうした対外的な“顔”が変わることで、県学給に従事する職員の意識改革にもつながる。茨城県学校給食会は総合サービスセンター機能を持った新たな施設を設置し、その名称を「茨城県学校給食総合サービスセンター」とした。このことは関係者の注目を集めている。

(5) ソフト機能拡充は不可避

従来から県学給が取り組んできた、国からの斡旋物資を給食現場に供給する「物販機能」が今後も重要な役割を果たすことになら変わりはなく、しかし、物資供給事業だけでは、県学給が民間納入業者と競合しながら、今後も本来の機能を果たしていけるかどうか懸念が残る。

民間の物資納入業者（業務用食材問屋）は20世紀末から始まった大競争時代を勝ち抜くために、これまでになく大掛かりな企業改革を進め、近代化、合理化と社内の精鋭化、さらには情報武装化などのパワーアップを進めている。それに加えて、21世紀に生き残り、勝ち残るための合従連衡は業務用食品卸業界も例外ではなく、それぞれが学校給食用食材供給にも影響を与えている。

いま学校給食市場に取り組んでいる民間納入業者は、明らかに「学校給食」という児童生徒を対象とした特別な事業であることを意識し、他に負けないノウハウと実力、機能、行動力等を持った企業ばかりであることを認識しなくてはならない。

これに対し、県学給は「営利を目的とせず（利益追求をしない）」を冒頭から掲げる体質が残っており、民間が「適正利益を残し、それを再生の活力とする」という考えで取り組んでいるのに対し、コスト

競争力では一般に、民間業者にはかなわない。今後、国からの物資受け皿機能も失えば、さらに県学給のコスト競争力は低下しかねない。「低廉で安定供給」は国の助成あつての特殊事情であり、リスクを国、文部省、農水省等の予算で負っていたからこそできた事象だった。

一方で、県学給自身の努力の積み重ねも確かにあつたが、それが必ずしも県学給が持つ物資供給能力につながっていたとは言い難い。しかも、「安全・安心」を確保するために最近の食材、物資は総じてコスト高になっており、今後も続けて安価に供給することには無理を生じ、安全性を損なう懸念さえ生まれる。

県学給が扱う基本物資はそれでもコスト面に優位さを持っており、加えて食材の安全性、安定供給力等に県教委、栄養職員、PTAの3者とも高い評価をしているが、民間の企業力が一段と増している中で、仮に県学給がこれと伍して一般物資を扱い、同様の物販（物資供給）業務で対抗しようとするれば県学給の物資供給事業の今後は相当厳しい。しかも、財団法人の非課税措置がなくなれば、基本物資でさえ少なくとも価格面の優位性を従来のように発揮できなくなり、学校現場から物資の安定供給面の信頼を失いかねない。

そこで、物資供給は今後も維持・安定化を進める一方で、県学給はソフト機能を今後一段と充実させ、民間食材業者が持ち得ないソフト（情報、コーディネート、関係工場の衛生検査、関係職員の資質向上策等）を備えた機能組織に生まれ変わらなければならないことになる。これこそがむしろ県学給の持つべき「公益性」にほかならない。

（６）市町村との信頼関係が益々重要に

国の学校給食に対する位置付け、制度が変わるとともに、今後益々市町村との関係が重要になってくる。学校給食はその存立基盤である「学校給食法」にも定められているように、自治体が設置者であり、市町村の意向に沿って学校給食は運営される。

従って市町村が求める安全・安心できる食材を、必要とされる時期に必要量だけ、低廉価格で安定的に、しかも必要な市町村全域（へき地・離島を含む）に供給（＝物資供給事業）する一方、普及事業、衛生管理事業の点でも市町村のニーズに応え、さらには今後重要度を増す「ソフト機能」も備えて、市町村の学校給食の事業運営をサポートしなければならない。

この点で、県学給は従来から市町村との連携を重視し、市町村と協調体制を築いてきたが、今後はさらに市町村との連携協調体制を強固にしなければならない。

（７）新たな局面を受け入れよ

県学給を取り巻く状況変化のポイントをまとめると、次の各項のようになる。

- 1) 国の補助、助成はなくなる方向にある。
- 2) 文部科学省の関与も次第に稀薄になりつつある。
- 3) モノ（物資）を扱っている国の機関は農林水産省であり、県の農政部局。しかも農政部局の扱う物資には諸々の補助制度もある。

- 4) 民間のJA、漁連、あるいは納入業者、メーカーも学校給食事業を推進する上では頼りになる。民間にも学校給食に対する意識と意思、熱意とともに、長年の経験もある。
- 5) モノを取り扱う正確さ、合理性(=無駄がない)、新規性は、民間業者が優れている、と言わざるを得ない。
- 6) IT時代でコンピュータによる物資管理は当たり前になってきたが、同時に、インターネットを活用した情報収集・整理分析・発信機能が給食現場でも急激に進んできた。
- 7) 一方で、食品・食材に対する「安全・安心」の要求は、給食関係者のみならず、一般社会も含めてかつてないほど強い高まりを見せている。これに対し、県学給が持っている検査・衛生管理機能は学校給食現場で信頼を得ており、今後も検査・衛生管理に関する役割は益々大きくなる。
- 8) 「食育」気運、あるいは「地産地消」の取り組み意欲は高まっているが、実際に地場産品を給食現場で取り入れるためには、産地(生産者)と消費(学校、栄養職員)をつなぐ情報仲介のパイプ役、コーディネーター機能が不可欠となっている。
- 9) 国の制度改革と組織改革に伴い、学校給食に関する情報を総合的に一元管理する組織が失われつつある。

(8)「砦(とりで)」としての県学給の責務

そこで、県学給が学校給食を守る大切な「砦」(とりで)として機能するためには、次のポイントを重要視しなければならない。

栄養職員の栄養教諭制度発足により、従来にもまして、栄養職員の指導力向上のための各種資料等様々な情報発信機能を充実する必要がある。

食文化継承の「砦」(とりで)として県学給は機能を厳守する。県学給は学校給食現場の中核であり、現場の学校給食をリードするのは県学給=学校給食総合センターである。

総合学習の一環として位置付ける学校給食の拠り所は県学給に、これが栄養職員・調理員の頼りどころともなる。

県学給は物資扱いという軸足をさらに充実し強固にする一方で、今後は「ソフト」を充実するための活動にも力点を置いていく必要がある。

基本物資である米、小麦粉、脱脂粉乳については県内100%を含め、県学給が相当の位置付けを保っているが、一般物資の扱いはそれに比べると格段に少ない。この格差を是正する必要がある。県学給の施設は老朽化したところや、業務の拡大とともに狭くなってきたところもあるので、安全安心を守り、業務を円滑に遂行するためにも、施設の改善・充実を図ることを考えていく必要がある。

県学給は、新たな役割を果たし、充実させるためにも、ソフト機能を研鑽、充実する必要がある。県学給職員のさらなる研修・研鑽と、意識改革が必要である。

(9)モノから情報を軸としたソフト機能中心に

県学給は物資供給が大切な役割であり、物資供給業務を今後も維持・継続するが、今後はさらに、情報を軸とした「ソフト機能」を拡充することが重要になってくる。「ソフト機能」を拡充するためのポイ

ントは、次のように考えられる。

栄養職員・調理員をはじめ、保護者、あるいはPTAを含む関係者全ての学校給食に関するコーディネーター役、橋渡し機能を持つ。

情報の整備、蓄積、発信機能を推進する。

コンピュータ、メール、インターネットなどのITツール活用がカギ。

これを具体的に推進するためには専門の研修教育を必要とするが、外部の人材活用の道も考慮すべき。

資料、図書、データ、等々のデータベースセンター機能を拡充すること。

「学校給食に関することなら、県内で一番資料が揃っている」というセンターをめざす。県学給サービスセンターで給食用食材のパッケージ、あるいは同等品などの展示、即売を実施する方法を考えるのも一案。保護者、家庭では「学校給食に出てくる食材」に相当の関心を持っている。検査機能の拡充。

「安全・安心、衛生」を確保するためには必要不可欠な要素。さらに検査技術の向上をめざし研鑽することが求められる。

貸出し機能。

関係者調査で予想以上に評価が高かったのが県学給の持っている食材モデル、献立作成コンピュータソフト、あるいは紙芝居、ビデオ等の貸出し業務。時代背景を考え、さらに今後はコンピュータを駆使して、3D（仮想立体空間）ゲーム風の指導教材なども検討の余地あり。

研修、講習。

さらに充実させる必要あり。

地産地消、食育支援。

これからの学校給食で最も要請されるのがこの視点。そこで県学給の情報収集・発信・調整機能も合わせて、地産地消、食育を支援しなければならない。

対外PR。

今回の調査、ならびに関係者聞き取りで最も多かった意見の1つが「県学給はPR不足」。重要な役割を果たしてきたにもかかわらず、県学給は対外アピールに熱心ではなかった反省を基に、今後は「総合サービスセンター」を対外アピールし、できれば地元報道機関に紹介されるような「開かれた県学給」に生まれ変わることが必要。また、県学給はもとより、県教委、栄養職員、PTAからも要望が強い「HP（ホームページ）」を活用するためにも、各県学給はそれぞれHPの開設、充実に努めなければならないが、HPを設置している県学給は、役職員の名刺、封筒、各種発行資料等にHPアドレスを記載することはもちろん、県、県教委、県栄養士協議会、PTA連合会等のHPにもリンクし、あるいは、地元報道機関等を含め、様々な機会に県学給HPアドレスをPRすることが必要となる。

学校給食用食品の展示、販売、啓発機能。

学校給食用食品には多くの県民、市民が関心を持っている。若者が初対面した時の挨拶の1つが今では「学校給食で何が好きだった？」と聞くようになったのも、学校給食が若者にとって楽しい思い出だったからこそ。そこで、県学給の施設で学校給食用食品を常駐展示し、必要なら即売する方法を考えるのも1つ。販売には諸々の許認可事項が伴うが、場合によってはパッケージ展示でもいいだろう。

OB栄養職員をアドバイザーに。

栄養職員は「栄養教諭」を目前として様々な悩みを抱えている。そこで、県学給が栄養職員のOBをアドバイザーとして採用し、県内を巡回して相談に乗れるような仕組みを考えるべき。普段は県学給サービスセンターで現場からの問い合わせ業務を任せる。若手栄養職員にとってOBの存在は心強い。

物資供給を基盤としたソフト機能の充実。

県学給が関係者から求められるその責務、役割を果たし、今後も各県の学校給食の発展充実に貢献し続けるためには、今後さらにソフト機能の拡充が必要だと、これまで論述してきたが、県学給の業務を健全に運営するためには、ハード（モノ）とソフトの両輪でバランス良く機能を発揮していくことが前提となる。

そのために、物資の供給事業が今後も重要な役割を果たすことは言うまでもなく、さらに拡充するための努力が求められる。

（10）最後に

県学給の現状を掘り下げ、未来を考えるという今回の調査報告。

集まったデータ量があまりに膨大なため、その集計分類に多くの時間を費やし、後段の展望にかかる時間とスペースが当初失われたが、最終的に、論じたかった方向と今後の流れを記す点では果たせたと考える。

今回の報告書を基に、県学給が新たな道を自らの足で探り当て、再び力強い歩みを見せるとともに、願わくば学校給食に関係する多くの人、組織、機関が学校給食に新たな光明を見出し、発展の道を探り出せるものであるならば、報告書作成の大半のねらいは成就したと考えたい。

学校給食という素晴らしい制度を未来につなぎ、わが国の発展の礎（いしずえ）の一つとするために、県学給を中心とした新しい学校給食の仕組みが生まれることを願ってやまない。

以上 （巳）